

阿賀川河川事務所記 者発表資料

阿賀川で砂利等採取事業者を募集します。

「令和4年度阿賀川河川事務所管内公募型砂利等採取(試行)」

阿賀川河川事務所では、洪水を流れやすくするため、川に堆積した土砂を除去する河道掘削を行っていますが、これらにかかる維持管理費や土捨て場の問題を抱えています。

一方、当該地域の砂利採取事業者においては、近年、田畑等を借り上げて土砂を採取する陸砂利採取 を実施されていますが適地の減少が課題と聞いております。

そこで、両者の課題を解消すべく、土石採取料減免措置(福島県協力)を行うなどし、砂利採取事業者を川砂利採取へ誘導し、河川管理上支障となる箇所の土砂を掘削して頂く「公募型砂利等採取(試行)」を令和3年度より行ってまいりました。

この取り組みを令和4年度も引き続き実施したく、「令和4年度阿賀川河川事務所管内公募型砂利等 採取(試行)」の砂利等採取事業者を募集します。

なお、河道内砂利採取の現地作業時の問題点や、採算性等を引き続き確認するため、令和 4 年度も試行として実施します。

■ 募集期間 : 2月10日(木)~ 2月24日(木)

■ 応募方法 : 下記にて公示文、説明資料等をご確認ください。

・阿賀川河川事務所ホームページ

·阿賀川河川事務所 1 階掲示板

【河川管理上の課題】

- 維持管理費用の捻出(コスト縮減)
 - ・近年の洪水の激甚化・頻発化に対応すべく 河積確保や偏流対策が必要
 - 樹木伐採、再繁茂対策、河道掘削費用が不足
- 土砂処分先の不足

【砂利採取事業者の課題】

- 近年、陸砂利採取の適地が減少
- 川砂利掘削における採算確保が困難
 - ・\$58年砂利採取禁止(H26全面解除)以降、 川砂利の採取実績なく資機材とノウハウが不足
 - ・土石採取料と表土やゴミ処理費用が重荷

マッチング

公募型砂利採取の試行

- 河川管理上必要箇所の掘削(砂利採取)を条件に土石採取料を免除
 - ・福島県の「指定砂利採取」制度を適用(協議により当事務所事業での適用を承諾)
 - ・指定砂利採取とは"堆砂除却を目的とする砂利等の採取"など公益性を知事が認める場合、 土石採取料を減免する制度(H17土木部長通知)
- 仮設関係の事業者負担軽減
 - ・雑木刈り払いや仮設道路(堤防坂路・場内道路)整備が完了している当事務所の事業既着手 箇所を砂利採取事業者に優先に割り当てし、事業者負担を軽減する。
 - ・砂利採取業者の掘削、分別により発生したゴミの処分について、当事務所で負担する。

【お問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所 副所長(技術) 佐藤 利行 管理課長 高橋 明 電話 0242-26-6441 FAX:0242-29-2776